

R6 4/1
「東京都スポーツ協会」
改定

第78回国民スポーツ大会参加資格に係る 各種取扱い・様式集

～都予選、関東ブロック大会、本大会共通～



令和5年12月

< 内 容 >

1. 国スポ参加資格について P1・2
2. 参加資格確認書について P3
3. ふるさと選手制度について P4
4. 少年種別の一家転住について P5
5. 東日本大震災特例について P6
6. トップアスリート特例について P7
7. 新型コロナウイルス感染症に伴う対応（廃止） P7
8. 監督の指導者資格について P7
9. 国スポ参加資格違反の事例 P8
10. 各種様式 P9~16
11. 第78回国民スポーツ大会参加資格、年齢基準等の解釈・説明 P17~30
12. 第78回国民スポーツ大会冬季大会 所属都道府県選択の事例 P31~40
11. 「日常生活」及び「主たる勤務実態」の判断基準 P41~43

～ 各様式は本協会HPよりダウンロードが可能です。～

(公財) 東京都体育協会

1. 国スポ参加資格について

選手及び監督の参加資格、所属都道府県及び年齢基準は、「国スポ東京都予選会」、「国スポ関東ブロック大会」、「国民スポーツ大会」全ての大会において適応されます。東京都から参加したい場合は、「国スポ東京都予選会」の時点で、選手及び監督の所属都道府県が「東京都」でなければなりません。

については、選手及び監督の参加資格は、「国スポ東京都予選会」から確認をお願いいたします。

《東京都から参加する場合の参加資格》

1. 日本国籍または永住者（特別永住者を含む）【※1】
2. 前回（特別国体）又は前々回（77回）大会（都予選・ブロック含む）に他道府県（東京都以外）から参加していない者【※2】
3. 大会回数を同じくする大会において複数競技に参加申込していない者（冬季大会、本大会それぞれ1競技・同一所属都道府県の参加に限り可能）
4. 健康診断を受け、競技会への参加に支障がない者【※3】
5. ドーピング検査を受けることに同意する者【※4】

【※1】以下に該当する場合は上記1を満たさずとも参加資格あり

- ・少年種別

学校教育法第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、参加申込締切時に1年以上在籍し、在留資格が「留学」、「家族滞在」又は「定住者」に該当していること。

- ・成年種別

少年種別年齢域時に前項に該当し、在留資格が「留学」に該当しない者

【※2】以下に該当する場合は上記2を満たさずとも参加資格あり（★各種手続きのこと）

- ・「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者

- ・結婚又は離婚に係る者

- ・ふるさと選手制度を活用する者（★）

- ・JOC エリートアカデミーに在籍する者（少年種別のみ）

- ・一家転住に係る者（少年種別のみ）（★）

- ・東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（★）

【※3】本協会が指定する健康調査を本協会指定期日までに回答

【※4】国スポ参加選手はドーピング検査同意書の写しを本協会指定期日までに提出

《所属都道府県を「東京都」とする条件》

以下、ア～エのいずれかが「東京都」に該当する者。

ただし、「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」に該当する者は、当該年度の4月30日以前から大会終了時まで継続している必要があります（例外あり）。

【成年種別】

- ア：居住地を示す現住所（生活実態と住民票が同一）が東京都内にある者【※5】
- イ：勤務先（主たる勤務実態）が東京都内にある者【※5】
- ウ：卒業した小学校・中学校または高等学校の所在地が「東京都内」であり
「ふるさと登録」【※6】をした者

【少年種別】

- ア：居住地を示す現住所（生活実態と住民票が同一）が東京都内にある者【※5】
- イ：学校教育法第1条に規定する東京都内の学校に通学している者【※7】
- ウ：勤務先（主たる勤務実態）が東京都内にある者【※5】
- エ：JOC エリートアカデミー在籍の者は、卒業した小学校の所在地が東京都内
の者

【※5】「日常生活」及び「主たる勤務実態」の判断基準を参照し確認すること。

【※6】ふるさと登録は別途手続きが必要（ふるさと解除は提出書類なし）。

【※7】具体的には、『全日制の学校』を指します。通信制、高等学校の専攻科、別科は該当しない。

この他、詳細は（公財）日本スポーツ協会の「国民スポーツ大会参加資格、所
属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明」を併せて確認してください。

また、参加資格を確認するため、参加申込時に各種書類をご提出ください。

2. 参加資格確認書について

参加申込をする全ての選手及び監督は、参加資格確認書を提出する必要があります。

各競技団体は選手及び監督から提出された確認書の内容を確認し、参加申込システムの入力を
お願いいたします。

提出期限

- ・関東ブロック大会が開催される競技・種目・・・・・ブロック大会参加申込時に提出
- ・関東ブロック大会が開催がない競技・種目・・・・・本大会参加申込時に提出

注意事項

- ★ 参加者全員分の「国スポ参加資格確認書」をご提出ください。(※本人の自筆)
- ★ 国スポにおける「参加」とは、予選会・ブロック大会・本大会、どの大会に参加
していても、「参加」となります。

※予選会の参加状況が漏れている場合が特に多いので確認をお願いいたします。

- ★ 「ア：居住地を示す現住所」で参加する者は住民票が必要です。

(住民票はマイナンバー非表示)

※住民票は参加申込直前に取り寄せるのでなく、事前(予選会受付時や代表候補に

決定後)に取り寄せ、原本を確認し、参加申込に備えてください。

- ★ 様式は大会毎に変更します。
- ★ 本協会HPからダウンロードして作成してください。

3. ふるさと選手制度について（成年種別選手のみ適用）

卒業した小学校・中学校又は高等学校のいずれかの所在地が東京都内である場合、

ふるさと登録をすることで東京都所属として参加することができる制度

- 注意
○本制度の活用は、原則として1回につき2年以上連續して活用すること。
○本制度は「2回」まで活用することができる。
○本制度を活用して参加する選手は、国内移動選手の制限(他道府県からの参加は2大会あける)に該当しません。

手続き

- ①本制度を活用する選手から、様式2「国スポふるさと選手制度登録用紙」の提出をうけ、競技団体で取りまとめる。
- ②様式1「ふるさと選手制度活用者一覧」を作成し、取りまとめた様式2「国スポふるさと選手制度登録用紙」に添付し、本協会へ提出する。
- ③国体参加申込システムへの「入力」・「確定」処理を行う。

提出期限

- ・関東ブロック大会が開催される競技・種目・・・・・ブロック大会参加申込時に提出
- ・関東ブロック大会が開催が無い競技・種目・・・・・本大会参加申込時に提出

注意事項

★「ふるさと登録状況」(他道府県のふるさと登録状況を含む)は国体参加申込システムで閲覧、データ化することができます。ご要望のある団体は本協会へご連絡ください。

(本協会からは過去の履歴等の送付は行いません)

4. 少年種別の一家庭転居について

少年種別に該当する選手が、①親の転勤に伴う一家転居 ②親の結婚、離婚による一家転居 ③上記以外のやむを得ない理由による一家転居 のいずれかに該当する場合には国内移動選手の制限（他道府県からの参加は2大会あける）に該当しません。

手続き

転居した時点に応じて、転居元又は転居先の体育（スポーツ）協会及び競技団体へ報告する。

○転居元に報告する場合（転居元から参加する場合）

- ・転居先における代表選手が既に決定している場合
- ・当該者が転居元の代表選手として既に決定している場合
- ・当該者が転居元の代表選考過程にある場合

○転居先に報告する場合（転居先から参加する場合）

- ・転居元の代表選考会が開始されていない場合

（例1）他道府県から東京都へ転入

本協会・国スポ担当へご連絡しその旨報告してください。

本協会と競技団体より、転出元の体協・競技団体へ報告・了承を得ます。

（例2）東京都から他道府県へ転出

転出先の道府県体協・競技団体へご連絡してください。

注意事項

★ 予選会前までに手続きを終える必要があることから、該当者がいる場合はお早めにご対応ください。

5. 東日本大震災特例について

震災の影響により、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の6県より他の都道府県に避難した監督、選手の所属都道府県要件に特例が生じます。

＜本特例の対象者＞

- ★2001年3月11日（震災発生時）時点において、当該特例6県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例6県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者。
- ★災害が発生しなかったと仮定して、2023年4月30日以前より競技会終了時まで継続して、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者。

＜所属都道府県の緩和＞

1. 避難等により移動先の都道府県より参加する場合は、国内移動制限（他道府県からの出場は2大会あける）に該当しません。
2. 移動先から特例6県へ戻り参加する場合は、国内移動制限（他道府県からの出場は2大会あける）に該当しません。
3. ふるさと登録の緩和事項として、移動先の卒業学校だけでなく、震災発生時まで所属していた学校を選択することも可能です。

提出期限

ブロック大会、国スポのいずれか早い参加申込時にご提出ください。

手続き

様式1の他、該当事項により（様式2-A, B）提出は異なります。

●移動先にいながら特例6県で参加する場合・・・様式2-A

●移動先の都道府県より参加の場合・・・・・・様式2-B

6. トップアスリート特例について

中央競技団体・日本スポーツ協会が指定する「トップアスリート特例対象者」に該当する選手は、「日常生活および主たる勤務実態の判断基準」が緩和されます。また、東京都予選会への参加が免除されます。

ただし、国内移動選手の制限（他道府県からの参加は2大会あける）は適用されます。

手続き

- ・参加申込システムの入力時に「✓」を入れる対応が必要です。
(該当者がある時は、忘れずに✓を入れてください。)
- ・本名簿の公開は5月初旬となり、参加申込システムのトップページからも確認することができます。

7. 新型コロナウィルス感染症に伴う対応

第78回大会から廃止

8. 監督の指導者資格について

監督は、(公財)日本スポーツ協会公認指導者資格を有することが義務付けられています。監督の指導者資格の所有・取得状況を早い時期にご確認ください。

ポイント (資格有効期限間近の方は以下ご注意ください)

- ①資格更新に必要な義務研修の受講 (資格有効期限の6か月前までに受講)
- ②資格更新料の支払い完了

国民スポーツ大会参加資格違反の事例(都予選・ブロック大会含む)

【下記の事例はすべて参加資格違反となります！】

	事 例	理 由
1	青森県の高校を卒業し、東京都のK大学に進学。住民登録は青森県のままだが、生活の拠点が東京都なので、東京都から参加する。	「居住地を示す現住所」の条件は当該大会開催年の4月30日以前から本大会終了時まで引き続き住民登録等による住所を有し、かつ実際に日常生活をしている場所となる。
2	現在大学生で実際の生活拠点は東京都だが、住民登録は出身の青森県のままなので、青森県から参加する。	
3	山梨県の高校を卒業し、東京都のN大学に進学。居住地は神奈川県にある寮なので、住民登録を神奈川県で行ったが、N大学の所在地が東京都なので東京都から参加する。	大学生は成年種別であるため、学校所在地という選択はない。 ※学校所在地は少年種別のみ
4	通信制高校でありながら、週4日通学している。この学校所在地である東京都から参加する。	少年種別の学校所在地は学校教育法第1条に規定する学校であり、通信制学校は規程する学校に該当しないため、学校所在地での参加はできない。
5	埼玉県の高校に入学し、高1時に埼玉県選手として参加した。高1の3月に生徒単身で転校し、高2は東京都から参加する。	この場合は生徒単身での移動となるので、一家転住ではない。従って前回・前々回と異なる都道府県からは参加できない。
6	成年男子の選手としての参加と同時に、少年男子の監督として参加をする。	「選手及び監督の兼任は、同一種別内に限る」となっているため参加はできない。
7	大学院・専門学校を卒業し、「新卒業者」の例外適用を活用して前回大会とは異なる都道府県から参加する。	「新卒業者」の例外適用は、学校教育法第1条に規定される学校であり、大学院・専門学校はあてはまらない。
8	長野県の中学校を卒業し、新潟県の高校を卒業。大学へ進学し卒業中学校所在地の長野県をふるさととして登録し参加。その後、卒業高校所在地の新潟県にふるさとを再登録し参加する。	ふるさと登録は、卒業小学校、中学校又は高校の所在地のいずれか1都道府県しか登録できないので、1度登録した都道府県は変更できない。
9	岐阜県の実業団チームに所属しており、岐阜県代表として国スポ参加した翌年にチームが廃部となつたため、山梨県内の別のチームへ移籍し山梨県代表として国スポに参加する。	前回又は前々回と異なる都道府県から参加する場合は、原則2大会以上間をあけなければならぬという原則に違反するので参加できない。

※上記は事例です。

「日常生活」及び「主たる勤務実態」の判断基準

公益財団法人日本スポーツ協会

1. 「居住地を示す現住所」における「日常生活」について

「日常生活」の認定については、次により判断する。

- (1) 原則として、当該大会開催年4月30日以前から大会終了時（冬季大会は当該大会開催前年の4月30日以前から10月31日）まで（以下「対象期間」という。）の総日数の半数を超えて、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があること。なお、対象期間中に住民票を異なる都道府県に移動した場合、「居住地を示す現住所」とはならない。

ただし、次に定める各日数は対象期間の総日数から控除する。

- ① 各種競技大会に参加していた日数^{*1}
 - ② 中央競技団体から義務づけられた合宿その他の活動に参加していた日数^{*2}
 - ③ 少年種別年齢域で、「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する選手については、長期休業（夏季等）の日数
- (2) 例外として、上記(1)に該当しない場合であっても、以下のようないくつかの諸事情を総合的に勘案して、住民票記載の住所において、対象期間の半数を超えて生活していることと同等の生活実態があると本会が判断した場合、「日常生活」と認める。
- ① 自ら所有する住居が存し、又は自らの名義で住居を賃借していること
 - ② 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること
 - ③ 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること
 - ④ 当該住居に主要な家財道具が存すること

2. 「勤務地」における「主たる勤務実態」について

「主たる勤務実態」の認定については、次により判断する。

- (1) 原則として、対象期間中の総日数から、対象期間中1週当たり労働義務のない日とみなす2日及び対象期間中の国民の祝日に関する法律による休日を控除し、残った日数（以下「総労働日数」という。）の半数を超えて、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務している実態があること。

なお、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等へ現実に通勤している者が、会社の命により、テレワーク勤務等を行う場合、その勤務日についても総労働日数に含むものとする。

ただし、次に定める各日数は、総労働日数から控除する。

- ① 各種競技大会に参加していた日数^{*1}
 - ② 中央競技団体から義務づけられた合宿その他の活動に参加していた日数^{*2}
- (2) 例外として、上記(1)に該当しない場合であっても、現実に通勤し、勤務している会社や事業所等の存する都道府県内において、「日常生活」が認められ、かつ、以下の①、②のいずれも満たす日数について現実に通勤し、勤務している実

態があること。

- ① 対象期間の総労働日数から上記(1)①②を控除した日数のうち、4分の1を超えた日数
- ② 夏季休暇など雇用契約上労働義務を負わない日を対象期間の総労働日数から控除し、残った日数の半数を超えた日数（ただし、夏季休暇など雇用契約上労働義務を負わない日として控除する日数は、勤務形態等を勘案し、合理的な範囲の日数※3に限る。）

※1 「各種競技大会に参加していた日数」について

「各種競技大会」とは、IFまたはNFが主催、主管、または認定する国際または全国レベルの公式・公認大会をいう（記録会等は除く）。

なお、各種競技大会に参加するために係る移動日数については、当該大会の前後1日ずつ（計2日）を上限として、「各種競技大会に参加していた日数」として控除日数の対象と認める。

ただし、当該活動により海外へ移動する場合については、別途公益財団法人日本スポーツ協会が合理的な範囲で移動日数を加算して認めることがある。

【例示：控除となる移動日について】

以下、図示した内容のうち、網掛け箇所が控除対象日

所属都道府県外							
所属 都道府県	移動日	大会 前々日	大会 前日	大会期间	大会 翌日	大会 翌々日	移動日
網掛け箇所	網掛け箇所	網掛け箇所	網掛け箇所	網掛け箇所	網掛け箇所	網掛け箇所	網掛け箇所

※ 大会に参加するための移動に係る前後1日（計2日）を控除対象として認める。

所属都道府県外							
所属 都道府県	移動日	練習等	大会期間 (A大会)	移動日	大会期間 (B大会)	練習等	移動日
網掛け箇所	網掛け箇所	網掛け箇所	網掛け箇所	網掛け箇所	網掛け箇所	網掛け箇所	網掛け箇所

※ 所属都道府県を起点として、所属都道府県外への発着に伴う移動日数のみを控除対象として認める。

※2 「中央競技団体から義務付けられた合宿その他の活動に参加していた日数」について

「中央競技団体から義務付けられた合宿その他の活動」とは、NFが招集し実施する日本代表選手（候補を含む）としての活動をいい、日本代表合宿・遠征・大会参加や、メディカルチェック、イベントへの参加も含む。

なお、中央競技団体から義務付けられた合宿その他の活動に参加するために係る移動日数については、上記※1と同様の範囲で控除日数の対象と認める。

※3 「合理的な範囲の日数」について

「合理的な範囲」の認定については、個別の事情を勘案し、公益財団法人日本スポーツ協会国民体育大会委員会で審議する。該当する事例が発生した場合には、所属の都道府県体育協会を通じて、公益財団法人日本スポーツ協会へ確認すること。